

**必読**

# 暮らしの法律ナビ

No.49

祭祀財産の  
承継問題

祭祀財産とは先祖に由来する系譜、祭具及び墳墓の所有権等をいう。民法八九七条で祭祀財産を承継する者の順位は第一に被相続人の指定、第二に慣習、第三

にある。裁判例では家業の後継者である事実から長男でなく二女を承継者にしたり、故人の遺志を重視して妹でなく内縁の妻を承継者に指定している。

に家庭裁判所の指定によるとなっている。現実には親族間の協議によって決まる事が通常であり、決まらず紛争になる場合に家庭裁判所へ申立される。祭祀財産は相続財産から除外されているので承継者は相続人である必要はなく、氏も同一

祖先の祭祀は義務でなく故人に対する愛情、感謝の気持ちにより行われるものであるから、仮に生存していれば承継者に指定していたであろう者を承継者としているようである。

でなくともよい。紛争の事例をあげる。①家系や家業

の正統な承継者である事を主張するためや死者への追慕の情の濃淡から承継者の地位を争う。②墳墓の維持

管理料の負担から承継者の押し付け合いが生じる事も

遺言・相続 成年後見

債務整理・破産 離婚 他

## 三田中央事務所

司法書士・土地家屋調査士 田嶋 徳之

土日相談可 ☎079-561-2050  
tajima\_to-ki@nifty.com

三田市中央町4-5 三田ビル5F(市役所向かい)

<http://www.sandachuo.com>